四　二十五年間人口減少率（国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口から当該市町村人口に係る令和二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る平成七年の人口で除して得た数値（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）が〇・一八〇以上であり、かつ、令和四年度の財政力指数が〇・五一以下の市町村

前条第一項第一号の表第十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十二　地籍調査に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十三　職員の海外派遣に要する経費があること。

次の号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

二十四　高等学校寄宿舎に要する経費があること。

一　次の算式によつて算定した額

算式

A×477,000円

算式の符号

A　当該年度の５月１日現在における市町村立の高等学校の寄宿舎入舎生徒数として総務大臣が調査した数

二　高等学校の寄宿舎の運営に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二十五　炭鉱離職者緊急就労対策事業等に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する炭鉱離職者緊急就労対策事業、産炭地域開発就労事業、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業、特定地域開発就労事業及び旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業並びに国の補助金を受けて造成された基金をもつて施行する産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業及び産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業の実施に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・二を乗じて得た額とする。

二十六　空港の維持管理に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×70,000,000円

算式の符号

A　空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成20年法律第75号）附則第３条の規定に基づき市町村が管理する特定地方管理空港の数

二十七　下水の高度処理に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四　二十五年間人口減少率（国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る平成二年の人口で除して得た数値（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）が〇・一六〇以上であり、かつ、財政力指数が〇・五一以下の市町村

前条第一項第一号の表第十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十三　地籍調査に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十四　職員の海外派遣に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

二十五　高等学校寄宿舎に要する経費があること。

一　次の算式によつて算定した額

算式

A×468,000円

算式の符号

A　当該年度の５月１日現在における市町村立の高等学校の寄宿舎入舎生徒数として総務大臣が調査した数

二　高等学校の寄宿舎の運営に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二十六　炭鉱離職者緊急就労対策事業等に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する炭鉱離職者緊急就労対策事業、産炭地域開発就労事業、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業、特定地域開発就労事業及び旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業並びに国の補助金を受けて造成された基金をもつて施行する産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業及び産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業の実施に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・二を乗じて得た額とする。

二十七　空港の維持管理に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×70,000,000円

算式の符号

A　空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成20年法律第75号）附則第３条の規定に基づき市町村が管理する特定地方管理空港の数

二十八　下水の高度処理に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。